

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」などの添付をお忘れなく!

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市区町村民税などの社会保険料控除の対象となります。国民年金保険料を社会保険料控除として申告する際は、一年間に納付した国民年金保険料額を証明する書類を添付しなければなりません。

このため、生命保険会社などから送付される控除証明書と同様に、一年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が日本年金機構本部から11月上旬に送付されています。年の途中から国民年金に加入した場合などで、10月1日以降に初めて保険料を納付した方については、来年の2月上旬に同様の証明書が送付されます。確定申告などの手続きの際に、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合には必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

また、本人の保険料だけでなく、配偶者や家族の保険料を納付した場合もその納付額の全額が納付した方の控除対象となりますので、このような場合は、確定申告の手続きの際に自身の保険料の額と合算して申告できます(その際には、家族分の証明書も一緒に添付する必要があります)。

防災

ひとロメモ



問合せ
総務課防災安全室
☎ 47-8000

津波から身を守るには?!

津波は恐るべき破壊力で人や家屋のみ込み、生命や財産を奪い去ります。地上に押し寄せられる波だけでなく海へと引き返す波も大変強力で、何度も繰り返し返されます。津波の特徴を理解し、いざというときに備えましょう。

津波の特徴

- ・津波の速度は海が深いところほど速く、深海での速さはジェット機並みのスピードです。
- ・地震の起こり方や震源付近の地形によっては、引き波が起これらなくても津波が襲ってくる場合があります。
- ・津波は何度も繰り返し襲ってきます。必ずしも一回目の津波が最大であるとは限りません。

避難のポイント

- ①地震の揺れが小さくても津波は来る
揺れがそれほどなくても津波が襲ってくる場合があります。小さい揺れや揺れを感じない場合でも、地震の発生を知ったならば避難を最優先にしましょう。
- ②避難に車は使わない
原則として、車で避難するのはやめましょう。東日本大震災では、地震直後に車で避難した人が続出して道路が渋滞してしまい、車ごと津波にのみ込まれて命を落とした人も多かったのです。
- ③「遠く」よりも「高く」
安全な高台に避難できないときは、「遠く」よりも「早く」より高い場所に逃げるのが原則ですが、その場合でもできるだけ海岸から離れた場所を選びましょう。

※町は、本年度中に津波ハザードマップを含めた「防災の手引き」を作成し、全戸配布とあわせ、海岸集落には海抜表示板を設置することになっています。

地域包括支援センターです

こんにちは

地域で支える
高齢者の暮らし

問合せ 地域包括支援センター Tel 47-8009
地域包括サブセンター(今庄) ☎ 45-1170
地域包括サブセンター(河野) ☎ 48-2260

「ご近所付き合い」のススメ

住み慣れた地域で安心した生活を送るためには、地域での支え合いが大きな力になります。普段からの「ご近所付き合い」は高齢者の閉じこもりを防ぐことにつながります。

困っている人がいたら、さりげなく手を貸したり力を貸すことができるのも近所ならではのことで、ご近所付き合いの苦手な人は、各地区のふれあいサロンなどに参加して顔なじみになることから始めてみましょう。

「ご近所付き合い」の良い点

- ・住民同士が情報交換したり、いろんな世代の人と交流できる。
- ・異変を早期に見つけやすい。
- ・何かあったとき、すぐに駆けつけられる。

※近所などで気になる人がいるときは、地域包括支援センターまでお気軽にご相談ください。